

**定めようとする命令等の題名**

特定核燃料物質の運搬の取決めに関する規則及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

**根拠法令等**

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）

特定核燃料物質の運搬の取決めに関する規則（平成 12 年総理府令 124 号）

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和 53 年総理府令第 57 号）

**行政手続法に基づく手続であるか否か**

行政手続法に基づく手続（第 39 条第 4 項該当による結果の公示等）

**問い合わせ先（所管府省・部局名等）**

原子力規制庁 長官官房 放射線防護グループ核セキュリティ部門

電話番号：03-3581-3352（代表）

**命令等の公布日**

2016 年 9 月 15 日

**結果の公示日**

2019 年 6 月 5 日

**行政手続法第 39 条第 4 項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しない  
で命令等を定めた場合にはその旨及びその理由**

本件は、意見公募手続を実施して制定・公布された「特定核燃料物質の運搬の取決めに関する規則及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の一部を改正する規則（平成 28 年原子力規制委員会規則第 3 号）」の改正内容について、所期の目的を達成できないと判明し、当該規則が施行される前に、速やかに内容を是正する必要があったため、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 1 号の規定に基づき、意見公募手続を実施しなかった。

**備考**

結果の公示に係る事務手続が遅れたため、結果の公示が命令等の公布後となった。

## 参照条文

(意見公募手続)

**第三十九条** 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案(命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。)及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見(情報を含む。以下同じ。)の提出先及び意見の提出のための期間(以下「意見提出期間」という。)を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2 前項の規定により公示する命令等の案は、具体的かつ明確な内容のものであって、かつ、当該命令等の題名及び当該命令等を定める根拠となる法令の条項が明示されたものでなければならない。

3 第一項の規定により定める意見提出期間は、同項の公示の日から起算して三十日以上でなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一 公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、第一項の規定による手続(以下「意見公募手続」という。)を実施することが困難であるとき。

二 納付すべき金銭について定める法律の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての命令等その他当該法律の施行に関し必要な事項を定める命令等を定めようとするとき。

三 予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める命令等を定めようとするとき。

四 法律の規定により、内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項に規定する委員会又は内閣府設置法第三十七条若しくは第五十四条若しくは国家行政組織法第八条に規定する機関(以下「委員会等」という。)の議を経て定めることとされている命令等であって、相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として、法律又は政令の規定により、これらの者及び公益をそれぞれ代表する委員をもって組織される委員会等において審議を行うこととされているものとして政令で定める命令等を定めようとするとき。

五 他の行政機関が意見公募手続を実施して定めた命令等と実質的に同一の命令等を定めようとするとき。

六 法律の規定に基づき法令の規定の適用又は準用について必要な技術的読替えを定める命令等を定めようとするとき。

七 命令等を定める根拠となる法令の規定の削除に伴い当然必要とされる当該命令等の廃止をしようとするとき。

八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。

(結果の公示等)

**第四十三条** 命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定めた場合には、当該命令等の公布(公布をしないものにあつては、公にする行為。第五項において同じ。)と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。

一 命令等の題名

二 命令等の案の公示の日

三 提出意見(提出意見がなかった場合にあつては、その旨)

- 四 提出意見を考慮した結果(意見公募手続を実施した命令等の案と定めた命令等との差異を含む。)及びその理由
- 2 命令等制定機関は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第三号の提出意見に代えて、当該提出意見を整理又は要約したものを公示することができる。この場合においては、当該公示の後遅滞なく、当該提出意見を当該命令等制定機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしなければならない。
- 3 命令等制定機関は、前二項の規定により提出意見を公示し又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を除くことができる。
- 4 命令等制定機関は、意見公募手続を実施したにもかかわらず命令等を定めなかったこととした場合には、その旨(別の命令等の案について改めて意見公募手続を実施しようとする場合にあっては、その旨を含む。)並びに第一項第一号及び第二号に掲げる事項を速やかに公示しなければならない。
- 5 命令等制定機関は、第三十九条第四項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで命令等を定めた場合には、当該命令等の公布と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。ただし、第一号に掲げる事項のうち命令等の趣旨については、同項第一号から第四号までのいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しなかった場合において、当該命令等自体から明らかでないときに限る。

一 命令等の題名及び趣旨

二 意見公募手続を実施しなかった旨及びその理由